

○中之条町ふるさと公園たけやま施設の設置及び管理に関する条例

平成9年3月25日条例第8号

改正

平成10年3月25日条例第11号

平成15年6月24日条例第23号

平成25年3月19日条例第16号

中之条町ふるさと公園たけやま施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定により、中之条町ふるさと公園たけやま施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域資源の活用により健全な憩いの場を確保し、もって地域経済の活性化を図り町民の健康増進及び相互交流に資するため中之条町ふるさと公園たけやま施設（以下「たけやま施設」という。）を設置する。

2 この条例においてたけやま施設とは、次に掲げる施設並びにこれに附帯する設備及び備品をいう。

(1) 中之条町大字五反田字親都地内

- ア たけやま館
- イ 小規模店舗
- ウ そば処げやき
- エ こども館
- オ ぼうけん砦
- カ 公衆便所
- キ そば貯蔵庫
- ク あずま屋
- ケ 茶室
- コ 喫煙所
- サ 小川施設
- シ 広場

ス 調整池

セ 駐車場

(2) 中之条町大字五反田字岩坪地内

ア 岩坪体験農園

(利用)

第3条 たけやま施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、管理者の指示に従い善良な注意をもって利用しなければならない。

(利用の許可)

第4条 たけやま施設のうち別表に掲げるもの（以下「有料施設」という。）を利用しようとする者（以下「有料施設利用者」という。）は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受けた有料施設利用者は、有料施設を目的以外に利用若しくは転貸又はその権利を譲渡してはならない。

(利用の制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、たけやま施設の利用を制限又は退去を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) たけやま施設を損傷するおそれがあるとき。

(3) その他たけやま施設の管理上支障があると認められたとき。

(利用の許可の取消し等)

第6条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、有料施設の利用許可を取消し又は利用を中止させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を得たとき。

(2) この条例に基づく規定に違反したとき。

(3) 管理上その他の理由により町長が必要と認めたとき。

2 前項において、有料施設利用者に損害があっても、町長はその責を負わない。

(使用料)

第7条 有料施設利用者は、利用許可を受けてから町長が指定する期限までに別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 町長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 有料施設利用者の責めに帰することができない理由により有料施設を利用することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、町長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第10条 有料施設利用者は、その利用を終了又は第6条の規定により利用許可の取消し若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復し返還しなければならない。

(賠償責任)

第11条 利用者は、その利用中にたけやま施設を毀損又は滅失した場合は、町長の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により損傷又は滅失したときは、この限りではない。

(利用の制限)

第12条 町長は、利用者が第5条各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、たけやま施設の利用を制限又は退場を命じることができる。

(指定管理者による管理)

第13条 町長は、設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法第244条の2第3項の規定により、たけやま施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) たけやま施設の利用に関する業務

(2) たけやま施設の維持管理に関する業務

(3) その他設置の目的を達成するために必要な業務

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、たけやま施設を適正に運営しなければならない。

4 指定管理者は、管理をするに当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

5 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条から第6条まで及び前条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（利用料金）

第14条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合において、町長が、適当と認めるときは、指定管理者が使用料の範囲内において町長の承認を得て定める額を、有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）とし、当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により、指定管理者に利用料金を收受させる場合における第7条から第9条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とし、「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、たけやま施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日条例第11号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月24日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月19日条例第16号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

施設名	区分	使用料
たけやま館	実習室	1台2時間以内 1,000円

	集会室	1日当たり	2,000円
小規模店舗	1棟 ※2ブース	1月間（1ブース） 共益費 3,000円/月 電気料 水道料 燃料費	15,000円
岩坪体験農園	1区画	1年間	5,000円